

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）
（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
 - 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。
- 一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）
 - 二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるこみ又はこれに類する廃棄物（政令で定める廃棄物を除く。）の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
 - 三 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出
 - 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分する場所とすることができるものと定めた廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第四号に規定する汚泥その他政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
 - 五 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「海洋投棄規制条約」という。）の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（政令で定める本邦の周辺の海域（以下「本邦周辺海域」という。）においてするものを除く。）
 - 六 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出

3
6（略）